

令和2年5月28日

事業者各位

鳥取県西部広域行政管理組合

新型コロナウイルス感染症に係る物品調達及び委託業務等の役務における一時中止措置等の対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の影響による、当組合が発注する物品調達及び委託業務等の役務における対応を下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。

なお、今回の対応は当面の措置であり、今後の状況を踏まえて新たな対応が必要となった場合は、対応方針を変更することがあります。

記

1 対応の基本方針

当組合の業務の遂行に必要な各契約については、継続的に入札の執行及び契約の締結を行い、事業を実施するものとします。

受注者から新型コロナウイルス感染症（感染拡大防止対策の実施を含む）を理由とした履行の一時中止や履行期限（納期）の延長等の申し出があった場合は、個別の契約内容に基づき、当該契約の履行の一時中止等の対応とします。

なお、この対応については、原則として受注者の責めに帰すことができないものとして契約の変更もしくは解除（以下「契約変更等」という。）を行います。

2 契約変更等の手続きについて

(1) 受注者が履行の一時中止や履行期限（納期）の延長等の申し出をする場合は、経緯及び状況等を説明する文書を提出していただき、契約変更等に必要手続きを行うものとします。

なお、契約中の案件は、その一部に履行があったと認めるときは、当該契約のうち不足分についての変更契約等を行います。

(2) 新型コロナウイルス感染症を理由とした契約変更等については、受注者の責めに帰すことができない理由に該当するものとし、違約金、損害金等の請求を行わず、入札参加指名停止措置についても行いません。

【問い合わせ先】
事務局総務課入札財政担当
TEL:0859-22-7732